

平成16年12月28日

文化庁
長官 河合隼雄 殿

(社) 日本芸能実演家団体協議会
会長 野村 萬

芸術団体重点支援事業の見直しについての要望

演劇、音楽、舞踊、演芸関係の67団体で構成する本法人は、昨年11月「芸術支援のあり方を見直しについての意見書」を提出しました。そこで、わが国の文化芸術の飛躍的な発展を期すためには、これまでの支援政策の経験を踏まえ、文化芸術振興の支援システムの高度化を図る必要があるとの提言を行いました。

その内容は、芸術創造の構造に適した、より効果的な支援システムを創りだし、その評価と情報公開の促進により、社会的な信頼を醸成し、政府における芸術への予算配分や民間の支援をさらに拡大し、国民に豊かな芸術享受の機会をもたらすことを目指してのものでした。

私どもの提案にご配慮頂き、平成17年度予算編成では「芸術団体重点支援事業」を再編し、「芸術創造活動重点支援事業」として再編・拡大する方向で、「支援目的の明確化」や「評価システム確立」への検討を着手するなど芸術支援システムの高度化に向け見直しを図られていることを評価いたしております。

今回の見直しを機に、私どもが提案した諸項目の内、未だ検討されていない「創造サイクルに合った支援対象経費の拡大」を実現頂きたく、下記の点を要望いたします。

記

1. 作品仕込みにおける稽古期間の出演者や技術・制作スタッフ人件費（雇用・被雇用にかかわらず）、稽古場コスト（所有・賃貸にかかわらず）を対象経費に加えること

芸術団体の力は、その創造力と人々にとどけられる公演作品にあります。すなわち脚本や音楽などの創作、演出・美術・照明などのプランと装置、衣裳等とともに実演家のアンサンブル、舞台技術や制作スタッフのハーモナイズされ

た関係の蓄積が、継続的な創造と公演活動の源泉となります。観客に迎えらるる作品の命は、上演される前の仕込みでの熟成に多くを依存しています。そして創作された作品の経済的価値は、工業生産の会計で言う製品原価＝公演原価（原材料・加工人件費・施設設備費）に該当します。この投資と回収の創造のサイクルに支援システムを適合させる必要があります。

このことにより作品を資産として評価し、芸術団体と実演家等のレパートリーとして有形、無形の資産として芸術団体の専門能力を高め、日本の文化資本の蓄積を図るものとなります。

なお、この場合、芸能分野により経費の公演原価への配賦割合の相違を検討する必要がありますし、また支援による作品の著作権等は著作者に帰属させる措置が必要となりましょう。早急なご対応を希望します。

以上